

愛知県における多文化共生の現状と課題

—外国人住民の現状と子どもの教育の課題を中心に—

Present Conditions and Problems of the Multicultural Symbiosis in Aichi: From the Viewpoint of Foreign Residents and Childhood Education

武 小燕

Xiaoyan Wu

〈摘 要〉

多文化共生の課題は 2000 年代以降、外国人住民の増加と「見える外国人」化につれ次第に注目されてきた。現在全国で登録されている 200 万人強の外国人住民の半数ほどが永住者と特別永住者の長期滞在者である。外国人住民が 3 番目に多い愛知県では特にブラジル人が多く、永住者の割合が高いという特徴が見られる。また、中小都市で人数が少ないものの都市人口に占める外国人の割合が高いこと、出産適齢期の外国人住民が多いことなどは、地域社会や次世代への影響が大きく看過できないことである。愛知県では多文化共生を図り、子どもの教育の充実などを推進しているが、現状に十分対応できていないことを統計データと事例を通して明らかにした。多文化共生社会を推進するには行政のいっそうのサポートと人々の意識転換が必要であり、その取組みは国際社会にも積極的な役割を果たすのであろう。

キーワード：多文化共生 外国人住民 教育

I. はじめに

日本が単一民族の社会だという認識は戦後定着した神話にすぎず、戦前は混合民族論で北海道先住民や植民地の人々の同化と統合を図っていたことが指摘されている¹⁾。単一民族論にせよ混合民族論にせよ、同化政策は一貫として行われてきたことが周知の通りである。たとえば、戦前の植民地の人々に対して創氏改名等によって日本社会への一心同体を求めていた。戦後、創氏改名は廃止されたものの、その在日の子弟が公立学校で民族教育を受けることが制限され、同化教育が続けられてきた²⁾。こうした同化政策の下で、日本社会に生きるマイノリティの人々に日があたるのは容易なことではなかった。

しかし、2000 年代以降、日本では多文化社会に対する関心が高まっている。2014 年 12

月30日現在論文検索サイトのCiNiiで「多文化」のキーワードで調べたところで、ヒットした5,787件のうち5,079件が2000年代以降のものであった。これらの論文などでは、理論研究、海外の状況紹介、日本国内における先住民や外国人の課題、行政や民間団体の取組など多様な視点から多文化社会の課題を論じている。その背景には、1989年に「出入国管理及び難民認定法」（略称、入国管理法）改正後外国人住民が急増していることがある。管見の限り、日本社会で初めて多文化共生に焦点を当ててまとめた議論を行ったのは、1993年1月に出版された社会教育・生涯学習のオピニオンリーダー誌の『月刊社会教育』であった。そのなかで「日本社会の多民族化と多文化教育の展望」という特集が組まれており、学習権や健康面のケアなど多様な視点から多文化共生の課題を検討している³⁾。

もっとも、多文化という言葉には多義があり、国籍、宗教、性別、人種、世代など生活のいたるところに多様な文化が存在しているが、本論文では外国人住民のことに限定して論じ、特に愛知県における外国人住民の特徴とその子どもたちの教育に関する施策と課題を明らかにしたい。

II. 日本社会における外国人住民の現状

日本政府は長い間同化政策の下で外国人の受入について積極的ではなかった。しかし、1980年代の経済バブル期に、国内に人手不足に伴う外国人労働力に対する需要が高まり、近隣アジア諸国や南米日系人をはじめとする出稼ぎ労働者が急増した。経済界の強い要望を受けてこうした外国人の雇用拡大に応じて1989年に入国管理法が改正され、特に日系人とその家族の受入に対して条件緩和した。その以降、外国人住民が急増してきた（図1）。

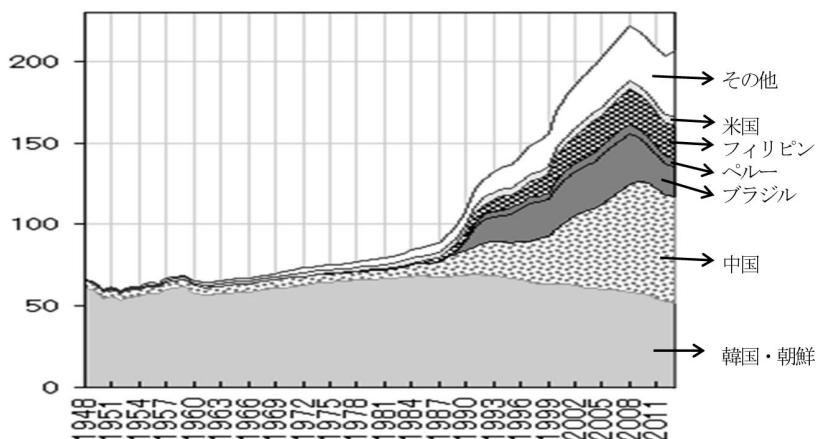


図1 戦後の日本社会における外国人登録者数の推移 (万人)

出所：社会実情データ図録 <http://www2.ttcn.ne.jp/honkawa/1180.html> (2014年12月18日閲覧)

オールドカマーと呼ばれる戦前から日本に在住してきた在日韓国・朝鮮人・台湾人とその子孫たちは、民族教育や文化的アイデンティティの維持の課題を抱えながらも、日本の文化や言葉を熟知し、外見上も日本人と大きな違いがなく、「見えない外国人」として日本社会で暮らしている。それに対して、ニューカマーと呼ばれるバブル期以降やってきた外国人たちの多くは、言葉も社会的慣習も熟知せず、外見や振る舞い上も明白な違いを持ち、「見える外国人」として認識されやすい。ニューカマーは母語教育やアイデンティティの確立のほか、社会からの孤立や生活基盤の不安定さなどにより、多くの課題を抱えている。

法務省発表によると、2013 年末日本全国の在留外国人は計 2,066,445 人である。国籍・地域別にみると、中国は最多で 649,078 人（31.4%）、続きは韓国・朝鮮は 519,740 人（25.2%）、フィリピン 209,183 人（10.1%）、ブラジル 181,317 人（8.8%）である（図 2）。地理的に近い隣国または血縁的に近い日系人の多い国が中心であることが分かる。

在留資格別では、在留期限も従事活動も制限を課していない永住者は最多で 655,315 人、その次はオールドカマーが中心である特別永住者 373,221 人、ほかに 10 万人を超える資格として留学 193,073 人、日系人が中心であり、一定の在留期間は定められているが従事活動に制限なしの定住者 160,391 人、技能実習 155,206 人、日本人の配偶者等 151,156 人、家族滞在 122,155 人が数えられる（図 3）。留学や技能実習という一時的滞在の外国人が少数で、在留期限なしの永住者と特別永住者が全体の半数を占めている。また、配偶者や家族という将来永住者になる可能性の高い潜在的永住者を含めると、外国人住民の大半は一時的に日本社会を通り過ぎる異邦人ではなく、日本人とともにこの社会で生活基盤を築

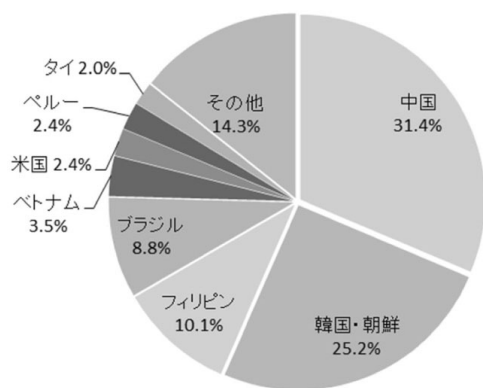


図 2 国籍・地域別在留資格別外国人登録者の構成（2013 年末現在）

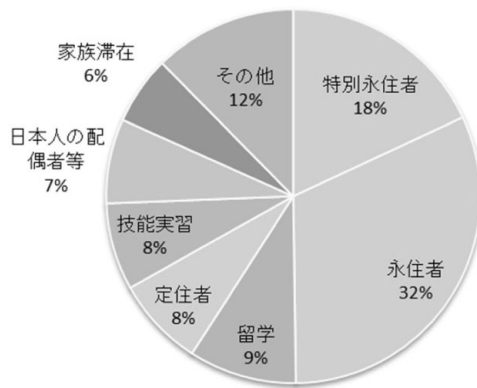


図 3 在留資格別外国人登録者の構成（2013 年末現在）

図 2・図 3 の出所：法務省「平成 25 年末現在における在留外国人人数について（確定値）」のデータに基づき筆者作成。http://www.moj.go.jp/content/001127288.pdf（2014 年 12 月 19 日閲覧）

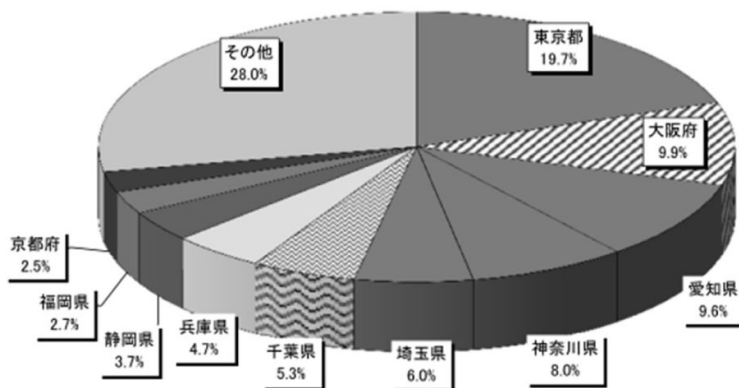


図4 都道府県別における外国人登録者数の割合（2013年末現在）

出所：法務省「平成25年末現在における在留外国人人数について（確定値）」<http://www.moj.go.jp/content/001127288.pdf>（2014年12月19日閲覧）

いていく住民であることが分かる。

都道府県別では、東京都の407,067人（19.7%）が最多で、大阪府203,921人（9.9%）、愛知県197,808人（9.6%）が続き、三大都市圏に集中していることが分かる（図4）。特に東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県の東京とその周辺が合わせると、全体の4割ほどを占めている。

Ⅲ. 愛知県における外国人住民の現状

外国人登録者数が全国第3位を占める愛知県は全国と同じ傾向を持つ。つまり、1990年代以降外国人住民が急増し、隣国の人々や日系人が中心である。一方、製造業が盛んである愛知県にはニューカマーが多いなど、いくつかの特徴が見られる。

県内の外国人住民は、2014年6月末現在198,919であり、県人口の2.67%であり約37人に1人が外国人住民になる。この割合は、1989年にわずか1%程度だったが、リーマンショックが生じた2008年にピークの3.09%（228,432人）を迎えてから減少し、近年緩やかだが再び増加傾向を示している（図5）。

国籍・地域別では、2013年末現在ブラジル48,734人、中国46,683人、韓国・朝鮮36,569人、フィリピン27,523人、ペルー7,279人が上位であり、構成比はそれぞれ24.6%、23.6%、18.5%、13.9%、3.7%である（図6）。全国の構成比と比べると、ブラジル人の割合が高いのが特徴である。実際、愛知県におけるブラジル人が各都道府県のなかで最多で在日ブラジル人の26.9%を占めている⁴⁾。

在留資格別をみると、人数順では永住者76,609、特別永住者30,599、定住者24,665、技能実習17,397、日本人の配偶者等13,545、家族滞在8,648、留学8,529などである（図

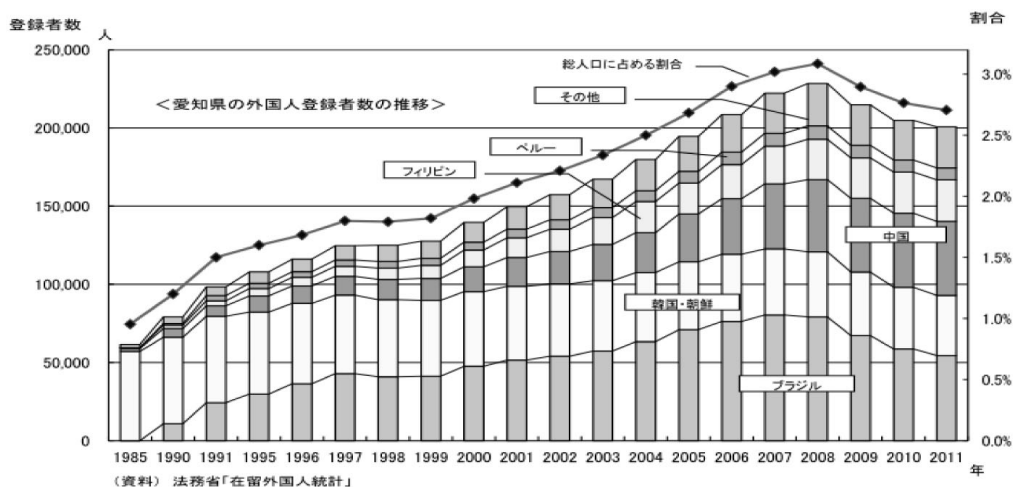


図5 愛知県における外国人登録者数の推移

出所：愛知県「あいち多文化共生推進プラン 2013-2017」p.1. <http://www.pref.aichi.jp/0000060369.html> (2014年12月30日閲覧)

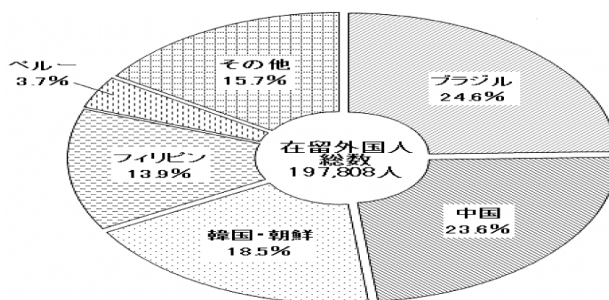


図6 愛知県における国籍・地域別外国人登録者数の構成 (2013年末現在)

出所：愛知県 HP「国籍別在留外国人数の構成比 (平成25年12月末現在) (愛知県)」<http://www.pref.aichi.jp/0000077060.html> (2014年12月19日閲覧)

7). 全国とほぼ同じ順番だが、次の特徴がみられる。すなわち、特別定住者と留学の割合が若干少ないが、永住者と定住者の割合が高く、全体的に永住者または潜在的永住者の割合が全国水準より高い (図8)。特に永住者は2000年代以降急増し、現在は2001年の17,433人の4倍にもものぼる。

県内市町村ごとの外国人住民について、2014年6月現在の住民数順をみると、名古屋市の66,400人はトップで全体の33.38%を占める。その以下は豊橋市(14,341人)、豊田市(14,198人)、岡崎市(8,946人)、小牧市(7,537人)と続く。市町村総人口に占める割合をみると、最も高いのは知立市の6.26%で約16人に1人が外国人住民である。以下は高浜市(5.27%)、小牧市(5.13%)、岩倉市(4.95%)、碧南市(4.57%)と続き、人口

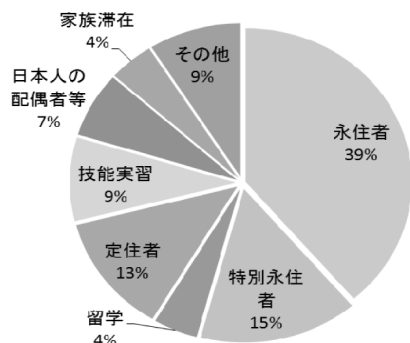


図7 愛知県における外国人登録者の在留資格の構成 (2013年12月末現在)



図8 全国と愛知県における外国人登録者の在留資格構成の比較 (2013年12月末現在)

図7、図8の出所：政府統計データ「13-12-05-0 都道府県別 在留資格別 在留外国人（総数）」に基づき筆者作成。 <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/List.do?lid=000001118467> (2014年12月31日閲覧)

の少ない市町村が上位を占めることが分かる。多文化共生について、外国人住民の多い大都市が注目されがちだが、人数が少ないものの高い割合を占める小規模の自治体の方はむしろその対応が迫られていると言える。

また、年齢層別で外国人住民と全住民の構成比を比較すると、多文化共生施策の必要性がさらに浮き彫りになる。名古屋市を例にすると、2014年7月現在名古屋市人口全体の平均年齢は44.6歳であるのに対し、外国人住民は37.1歳であり、7.5歳ほど若い⁵⁾。図9で示したように、特に20歳～39歳の年齢層では外国人住民のほうの割合は全体の割合を

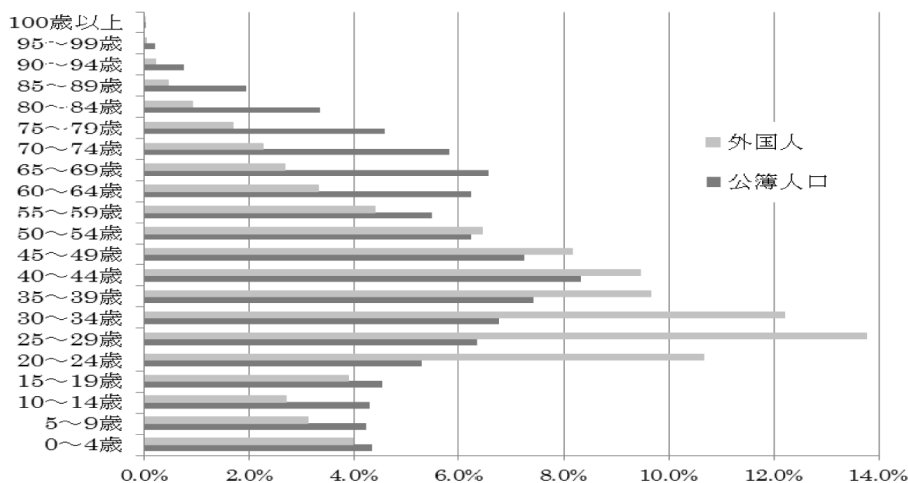


図9 名古屋市における公簿人口と外国人住民の年齢5歳階級別の割合の比較 (2014年7月現在)

出所：名古屋市 HP における「年齢別公簿人口(全市・区別)」の統計データに基づき筆者作成。
<http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/67-5-5-9-0-0-0-0-0-0-0.html> (2014年8月12日閲覧)

大きく上回る。出産適齢期の年齢層の外国人住民が多いということは、今後外国籍または日本籍だが外国的文化背景を持つ子どもたちが大いに増えていく可能性を示すものである。そのため、多文化共生は長いスパンを持って取組む必要があると同時に、今すぐ多文化保育や多文化教育の課題を見据えた施策が求められるのであろう。

IV. 多文化共生に向けた愛知県の取組と課題

愛知県では、外国人県民の増加や定住化の進展を踏まえて2003年3月に「愛知県国際化推進プラン」を策定し、「外国人を『ゲスト』としてではなく、ともに暮らし地域をつくっていく『生活者』と位置付け」⁶⁾て施策を展開してきた。その後、「あいち多文化共生推進プラン」(2008 - 2012)を策定し、現在「あいち多文化共生推進プラン2013-2017」を推進している。プランでは多文化共生社会の定義を「国籍や民族などのちがいがいかかわらず、すべての県民が互いの文化的背景や考え方などを理解し、ともに安心して暮らせ活躍できる地域社会」⁷⁾とし、体制づくり、意識づくり、生活づくりの視点から外国人住民が抱える課題に対して総合的な対応を図ろうとしている。しかし、その実現は容易なものではない。多文化共生の重要性が今後ますます高まることをかんがみ、プランで第1に挙げられた「子どもの教育の充実」という施策の方向を中心に検討する。

プランでは、「子どもの教育の充実」について計19の具体的な施策を立てている。これらの施策は県による支援助成、国に対する要望活動、現状把握や情報提供の3種類に大別できるが、県による実質的な支援は非常に限られている。そのうち、日本語指導を行う教員の加配や語学相談員などの配置が施策の目玉だと言えるが、教員加配は小中学校に日本語指導の必要な児童生徒が10人以上の場合に限定し、配置基準は厳しいものである⁸⁾。

では、愛知県における外国人児童生徒の在籍状況はいかかなものだろうか。

愛知県の小中高校における外国人児童生徒数はリーマンショックの翌年に激減したが、それ以降増加傾向を示している(図10)。2013年5月1日現在約1万人が在籍し、うち9割は義務教育を受けている。この1万人には日本語指導の必要な児童生徒がいる。平成24年度の文科省調査によれば、全国の公立小・中・高校、中等教育学校および特別支援学校に在籍する外国人児童生徒には日本語指導の必要な者が27,013人いるが、そのうち愛知県は全体の2割(5,878人)を占めてダントツに多く、2位の神奈川県の倍である⁹⁾。全国と比較すると、ポルトガル語を母語とする児童生徒の割合が高いことが特徴である(図11)。

5,878人のなかに5,857人が小・中・高校に在籍するが、同時期の県内公立小・中・高校に在籍する外国人児童生徒の9,527人¹⁰⁾の6割ほどを占める。しかも、表1で示したように、これらの児童・生徒は多くの学校に分散しており、平均にして小学校は9.6人/校、中学校は8.1人/校であり、いずれも県の教員加配の基準を満たしていない。もっとも、

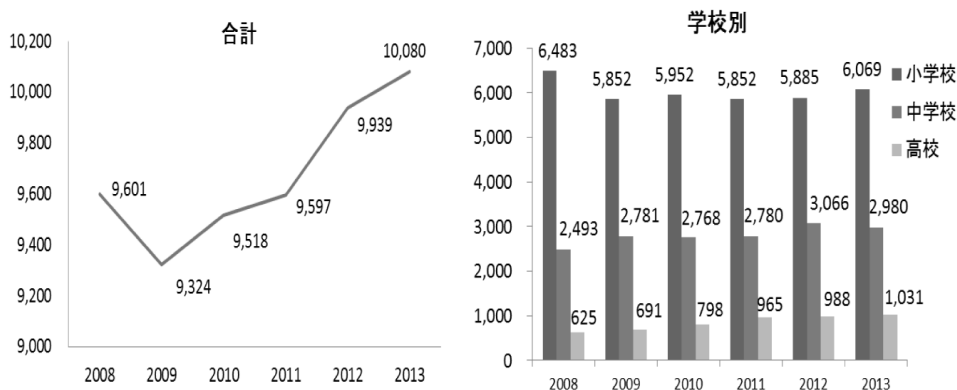


図 10 愛知県の小中高校における外国人児童生徒数（各年 5 月 1 日現在）（単位：人）

出所：愛知県 HP「愛知県の外国人児童生徒数の状況」に基づき筆者作成。http://www.pref.aichi.jp/0000069809.html（2015 年 1 月 2 日閲覧）

	日本全国	愛知県
ポルトガル語	8,848	3,088
中国語	5,515	568
フィリピン語	4,495	1,041
スペイン語	3,480	767
ベトナム語	1,104	40
英語	644	74
韓国・朝鮮語	624	77
その他	2,303	223
合計	27,013	5,878

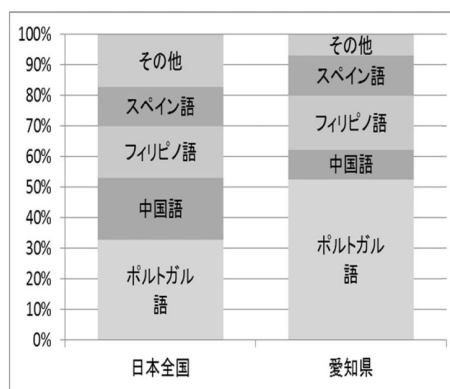


図 11 公立小中高校等における日本語指導の必要な外国人児童生徒の母語別在籍状況（平成 24 年 5 月 1 日現在）（単位：人）

出所：「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成 24 年度）の結果について」に基づき筆者作成。http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/04/1332660.htm（2014 年 12 月 30 日閲覧）

表 1 愛知県の公立小中高校等における日本語指導の必要な外国人児童生徒の在籍状況（2012 年 5 月 1 日現在）

	小学校	中学校	高校	中等教育学校	特別支援学校	合計
人数（人）	4,072	1,613	172	0	21	5,878
割合（%）	69.3	27.4	2.9	0	0.4	100
学校数（校）	422	199	22	0	5	648
割合（%）	65.1	30.7	3.4	0	0.8	100

出所：文部科学省 HP「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査（平成 24 年度）の結果について」http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/04/1332660.htm（2014 年 12 月 30 日閲覧）

全国調査では、日本語指導の必要な児童生徒の在籍校について、対象者が1人のみの学校は全体の4割、5人未満の学校は全体の8割近くを占める結果が出ており、少人数の在籍校が中心である。

愛知県における外国人児童生徒の日本語指導の必要性は全国のなかでも特に高く、かつ少人数在籍校の支援が肝心であるのに対し、県が設けた10人以上の加配基準は現状にふさわしいものとは言いがたい。

教員加配のほか、外国人児童生徒の母語と日本語の両方に堪能な語学相談員による公立小中学校への訪問指導を実施する施策が行われているが、学校現場の需要に追いつかないのが現状である。2014年9月に筆者は名古屋市のある小学校で調査する際に、こうした場面に直撃した。その小学校に日本語指導の必要な児童が1名いるが、語学相談員がなかなか思うように来れないと校長はため息を漏らした。たまたま中国人の男児で、筆者はその場で学校と子どもとの意思疎通を図ることに協力した。会話の最後に、子どもは筆者に向かって「今度いつ来てくれるの？」と期待に満ちた瞳で見つめて聞いた様子が印象深い。彼の表情からは、言葉の意思疎通による喜びだけではなく、母語を聞いた時の安心感も感じ取れた。

また、外国人児童生徒のなかで不就学者が多く、特にブラジルなどの日系人の場合に、住所や子どもの行方が行政にも把握されていないケースが少なくない。愛知県のある都市の事例では、2003年に2004年度の就学案内を外国人児童296人に発送したが、申し込み申請があったのは107人に過ぎなかった。国籍別では特にブラジル人の子どもは対象者225人中に64人の申請しかなかった¹¹⁾。申請しなかった子どもの一部は民族学校に行くことが考えられるが、この要素を除いても不就学の問題は深刻である。

また、外国人住民の子どもの母語教育と民族学校への支援、就学前教育・保育に対する現状把握と推進など、子どもの視点からみるだけでもまだ多くの課題がある。

V. おわりに

本論文では日本社会における多文化共生の現状と課題について愛知県を中心に考察してきた。日本における外国人住民の課題は、長い間に同化政策の下であまり注目されなかったが、1990年代以降その人数の急増と「見える外国人」化につれ次第に論じられるようになり、2000年代以降関心が高まってきた。現在、地理的または血縁的に近い人々が中心に、約200万人の外国人住民が登録しており、かつその半数ほどは永住者や特別永住者であり、日本社会で長期的に暮らしていく人々である。地域的には主に三大都市圏に集中している。

愛知県は外国人住民数が3番目に多い県として、人数の増加傾向や上位の出身国などでは全国と共通した傾向を持つ一方、ブラジル人が多いことや永住者等の長期的滞在者が特

に多いなどの特徴を持つ。また、外国人住民は大都市に集中する一方、人口の少ない市町村でも高い割合を占め、多文化共生の課題は地域社会に深く浸透し、無視できないことになりつつあることがうかがえる。さらに、外国人住民のなかに出産適齢期の人口が特に多く、次世代に外国籍の子どもまたは外国的文化背景を持つ日本籍の子どもがさらに増えていくことが予測できる。

多文化共生の課題は待ったなしといえる現状に対し、愛知県は「あいち多文化共生推進プラン」を推進し、多文化共生推進の意義を、①外国人県民の人権保障の推進、②地域の魅力向上と活性化の推進、③地域のグローバル化の推進、④安全で安心なまちづくりの推進、⑤すべての人に暮らしやすいまちづくりの推進の5点を認めている¹²⁾。しかしながら、そのなかの「子どもの教育の充実」という施策の方向を例にして県の施策と現状を確認すると、その間に大きな隔たりがあることは明らかである。

グローバル化と向き合いながら少子高齢化を迎えてしまう日本社会では、現実主義のリアリティからみても理想主義のビジョンからみても多文化共生社会のことは避けては通れないものであろう。外国籍住民と外国的文化背景を持つ日本籍住民が増えつつある社会で、ともに生活したり消費したり税金を納めたり仕事等を通して社会貢献したりするすべての住民が暮らしやすい社会にするには、まず求められるのは同化政策の転換と人々の意識改革だと言える。かつて院生の時にカナダでの調査活動から帰ってきた指導教員の言葉が印象深い。「多文化社会とは、単なる様々な人種や民族が暮らしている社会ではなく、様々な文化の共存に価値があると認める社会のこと」だという。東アジアでは全体的にグローバル社会の恩恵を受けながらも、多文化共生社会の取組みが遅れている。そのなかで先進国としての日本の役割が特に大きいと言える。その取組みは日本にとって喫緊だけでなく、周辺国々に影響を及ぼすことにより、東アジア全体をより開かれた国際地域にすることができるのであろう。

注

- 1) 小熊英二『単一民族神話の起源——〈日本人〉の自画像の系譜』新曜社、1995年。
- 2) 戦後1948年1月に文部省学校教育局長通達の「朝鮮人学校の取り扱いについて」では日本の学校への就学義務を要求し、日韓条約締結後の1965年12月に文部事務次官通達の「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位および待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定における教育関係事項の実施について」では、一条校で「日本の子弟と同様に取り扱うものとし、教育課程の編成・実施について特別の取り扱いをすべきでないこと」とし、民族教育を否定し同化教育の方針を取り続けた。1991年に日本政府は韓国政府との「覚書」を受け、文部省初等中等教育局長の「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する協定における教育関係事項の実施について」の通知では、「……課外において、韓国語や韓国文化等の学習機会を提供することを制約するものではない」とし、同化教育の一部を見直した。また、外国人学校施策の歴史的展開について次の文献を参照されたい。志水宏吉・中島智子・鍛冶致編著『日本の外国人学校——トランスナショナルリティをめぐる教育政策の課題』明石書店、2014年、pp.24-35。
- 3) 「日本社会の多民族化と多文化教育の展望〈特集〉」『月刊社会教育』37(1)、1993年1月、pp.6-57、pp.65-73。

- 4) 政府統計の総合窓口 (e-Stat) における 2013 年 12 月の在留外国人統計「都道府県別 国籍・地域別 在留外国人」のデータを基に筆者が算出。 http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&listID=000001118467&disp=Other&requestSender=estat (2014 年 12 月 19 日閲覧)
- 5) 名古屋市 HP 「年齢別公募人口 (全市・区別)」に基づき筆者が算出。 [http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/67-5-5-9-0-0-0-0.html](http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/67-5-5-9-0-0-0-0-0.html) (2014 年 8 月 12 日閲覧)
- 6) 「あいち多文化共生推進プラン 2013-2017」 p.43。
- 7) 「あいち多文化共生推進プラン 2013-2017」 p.7。
- 8) 外国人児童生徒を受け入れる学校における日本語指導の充実を図るための教員加配基準は次の通りである。小学校の場合に、日本語指導が必要な児童生徒が 10 人以上：1 人、31 人以上：2 人、51 人以上：3 人、71 人以上：4 人、91 人以上：5 人。中学校の場合に、日本語指導が必要な児童生徒が 10 人以上：1 人、21 人以上、2 人、31 人以上：3 人、41 人以上：4 人。「あいち多文化共生推進プラン 2013 - 2017」 p. 13。
- 9) 文部科学省 HP 「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査 (平成 24 年度) の結果について」 http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/25/04/1332660.htm (2014 年 12 月 30 日閲覧)
- 10) 愛知県 HP 「愛知県の外国人児童生徒数の状況」 <http://www.pref.aichi.jp/0000069809.html> (2015 年 1 月 2 日閲覧)
- 11) 佐久間孝成『外国人の子どもの不就学——異文化に開かれた教育とは』勁草書房、2006 年、pp. 63-64。
- 12) 「あいち多文化共生推進プラン 2013-2017」 p.6。

参考文献：

愛知県「あいち多文化共生推進プラン 2013-2017」

愛知県「愛知県の外国人児童生徒数の状況」

『月刊社会教育』編集委員会編『月刊社会教育』37 (1)、国土社、1993 年 1 月

佐久間孝成『外国人の子どもの不就学——異文化に開かれた教育とは』勁草書房、2006 年

志水宏吉・中島智子・鍛冶致編著『日本の外国人学校——トランスナショナルリティをめぐる教育政策の課題』明石書店、2014 年

政府統計の総合窓口「e-Stat」 <http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do>

法務省「平成 25 年末現在における在留外国人数について (確定値)」

文部科学省「学校基本調査」(各年度)

文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入れ状況等に関する調査 (平成 24 年度) の結果について」